【当座勘定規定（一般用）】新旧対照表

新	旧
第１条　（当座勘定への受入れ） （１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。但し、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。 （２）～（４）（略）	**第１条　（当座勘定への受入れ）** （１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 （２）～（４）（略）
第２条～第６条（略）	**第２条～第６条**（略）
第７条　（手形、小切手等の支払） （１）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 （２）～（４）（略）	**第７条　（手形、小切手等の支払）** （１）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （２）～（４）（略）
第８条　（手形、小切手用紙） （１）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。但し、２０２６年９月３０日までに振り出してください。 （２）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ２０２６年９月３０日までに振り出された手形であることを確認してください。 （３）～（７）（略）	**第８条　（手形、小切手用紙）** （１）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 （２）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 （３）～（７）（略）
第９条　（支払の範囲） （１）（略） （２）呈示された手形、小切手は、呈示日の１５時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により１５時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。 （３）手形、小切手の金額の一部支払はしません。	**第９条　（支払の範囲）** （１）（略） ＜追記＞ （２）手形、小切手の金額の一部支払はしません。
第 10 条～第 16 条（略）	**第 10 条～第 16 条**（略）
第 17 条　（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （１）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受	**第 17 条　（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）** （１）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受

ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。	ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
（２）（略）	（２）（略）
第 18 条　（線引小切手の取扱い）	**第 18 条　（線引小切手の取扱い）**
（１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押捺（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。	（１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押捺（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
（２）（略）	（２）（略）
第 19 条～第 27 条（略）	**第 19 条～第 27 条**（略）
第 28 条　（休眠預金規定）	**第 28 条　（休眠預金規定）**
（１）休眠預金等活用法に係る異動事由 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。	（１）休眠預金等活用法に係る異動事由 当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。
①（略）	①（略）
②　手形または小切手の呈示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）	②　手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
③～⑤（略）	③～⑤（略）
（２）～（３）（略）	（２）～（３）（略）
第 29 条（略）	**第 29 条**（略）
以上	以上
【約束手形用法】	**【約束手形用法】**
１．～２．（略）	１．～２．（略）
３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。	３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

＜以下、省略＞ ４．～８．（略） 以上 **【為替手形用法】** １．～３．（略） ４．振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 ５．～10.（略） 以上 **【小切手用法】** １．（略） ２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 ３．～８．（略） 以上 ２０２６年１０月１日現在	＜以下、省略＞ ４．～８．（略） 以上 **【為替手形用法】** １．～３．（略） ４．振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 ５．～10.（略） 以上 **【小切手用法】** １．（略） ２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 ３．～８．（略） 以上 ２０２５年１０月１日現在

当座勘定規定（一般用）

第１条　（当座勘定への受入れ）

（１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。但し、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。

（２）手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

（３）証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。

（４）証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第２条　（証券類の受入れ）

（１）証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。

（２）当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第３条　（本人振込み）

（１）当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当金庫で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。

（２）当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第４条　（第三者振込み）

（１）第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第２条と同様に取扱います。

（２）第三者が当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第３条と同様に取扱います。

第５条　（受入証券類の不渡り）

（１）前３条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第４条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第１項の場合には、本人を通じて返却することもできます。

（２）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第６条　（手形、小切手の金額の取扱い）

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

第７条　（手形、小切手等の支払）

（１）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出した

場合は、当座勘定から支払いません。

（２）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。

（３）当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の出金票（払戻請求書）（以下、出金票）を使用してください。

（４）前項の払戻しに出金票を使用する場合は、届出の印章および署名鑑により署名押印してください。なお、払戻しを受けることについて、不正な払戻しなどからお客様の預金を守るため、またマネー・ローンダリング対策等の観点から正当な権限を有することを確認するため本人確認書類等の提示を求めることがあります。本人確認書類等を提示いただけない場合、原則、払戻しをお断りします。

第８条　（手形、小切手用紙）

（１）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。但し、２０２６年９月３０日までに振り出してください。

（２）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ２０２６年９月３０日までに振り出された手形であることを確認してください。

（３）前２項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。

（４）当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫あてに連絡してください

（５）手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

（６）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から３か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

（７）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があった時は、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第９条　（支払の範囲）

（１）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。

（２）呈示された手形、小切手は、呈示日の１５時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により１５時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。

（３）手形、小切手の金額の一部支払はしません。

第 10 条　（支払の選択）

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

第 11 条　（過振り）

（１）第９条の第１項にかかわらず、当金庫の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってくださ

い。

（２）前項の不足金に対する損害金の割合は年１８．２５％（年３６５日の日割計算）とし、当金庫所定の方法によって計算します。

（３）第１項により当金庫が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。

（４）第１項による不足金、および第２項による損害金の支払がない場合には、当金庫は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。

（５）第１項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第 12 条　（手数料等の引落し）

（１）当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。

（２）当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続をしてください。

第 13 条　（支払保証に代わる取扱い）

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

第 14 条　（印鑑等の届出）

（１）当座勘定の取引に使用する印鑑（または署名鑑）は、当金庫所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。

（２）代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑（または署名鑑）を前項と同様に届出てください。

第 15 条　（届出事項の変更）

（１）手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号、在留期限、その他届出事項に変更があった場合には、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

（２）前項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（３）第１項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 16 条　（印鑑照合等）

（１）手形、小切手、出金票または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、出金票、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２）手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第８条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、

前項と同様とします。

（３）この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第１項と同様とします。

第 17 条　（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）

（１）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。

（２）前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 18 条　（線引小切手の取扱い）

（１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押捺（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。

（２）前項の取扱いをしたため、小切手法第３８条第５項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

第 19 条　（自己取引手形等の取扱い）

（１）手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査をおこなうことなく、支払をすることができます。

（２）前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 20 条　（利息）

当座預金には利息をつけません。

第 21 条　（残高の報告）

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当金庫所定の方法により報告します。

第 22 条　（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第 23 条　（反社会的勢力との取引拒絶）

この当座勘定は、預金者（法人等の場合には、その役職員等を含みます。）が第２５条第２項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第２５条第２項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第 24 条　（取引の制限等）

（１）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。この場合において、預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（２）１年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。

（３）日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の

必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。

（４）第１項および第３項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触するおそれがあると判断した場合や、公序良俗に反する行為に利用され、または抵触するおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（５）第１項から第４項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと判断した場合、当該取引の制限を解除します。

第 25 条　（解約）

（１）この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。

（２）前項のほか、預金者（法人等の場合には、その役職員等を含みます。）が次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害を支払ってください。

①　当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②　預金者が、Ａ.暴力団、Ｂ.暴力団員、および暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、Ｃ.暴力団準構成員、Ｄ.暴力団関係企業、Ｅ.総会屋等、Ｆ.社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、Ｇ．Ａ～Ｆに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

ａ．暴力団員等が経営を支配すると認められる関係を有していること

ｂ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有していること

ｃ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等の威力を利用していると認められる関係を有していること

ｄ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有していること

ｅ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること

③　預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

Ａ．暴力的な要求行為

Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

Ｅ．その他前各号に準ずる行為

④　この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合

⑤　この預金の預金者が第２２条に違反した場合

⑥　当金庫が法令で定める本人確認等の確認をおこなうにあたって預金者について確認した事項または第２４条第１項もしくは第２４条第３項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、虚偽であることが明らかになった場合

⑦　この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断し、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合

⑧　この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合

⑨　第１号～第８号までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

（３）当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

（４）手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第 26 条　（取引終了後の処理）

（１）この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当金庫はその支払義務を負いません。

（２）前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第 27 条　（手形交換所規則による取扱い）

（１）この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。

（２）関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第７条の第１項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。

（３）前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 28 条　（休眠預金規定）

（１）休眠預金等活用法に係る異動事由

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

①　引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。）

②　手形または小切手の呈示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

③　預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預

金が休眠預金等活用法第３条第１項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

Ａ．公告の対象となる預金であるかの該当性

Ｂ．預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④　預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の再発行があったこと

⑤　預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容の変更があったこと

Ａ．キャッシュカードの再発行

Ｂ．以下に掲げる注意コードの設定・解除

通帳又はキャッシュカードの盗難又は紛失の届出を受け付けた場合や、これらの再発行（盗難・紛失・汚染・き損によるもの）

（２）休眠預金等活用法に係る最終異動日等

①　この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

Ａ．上記、休眠預金等活用法に係る異動事由に掲げる異動が最後にあった日

Ｂ．将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

Ｃ．当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

Ｄ．この預金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

②　第１項第２号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、次に掲げる事由に応じ、定める日とします。

Ａ．預入期間、計算期間または償還期間の末日

（３）休眠預金等代替金に関する取扱い

①　この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

②　前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

③　預金者等は、第１項の場合において、この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）がおこなわれたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

④　当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第３項に

よる休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

Ａ．当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

Ｂ．前項にもとづく取扱いをおこなう場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

第 29 条　（規定の変更）

（１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

約束手形用法

１．この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。

２．手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名捺印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。

４．（１）金額は所定の金額欄に記入してください。

（２）金額をアラビア数字（算用数字、１、２、３…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、３桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。

（３）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

（４）金額欄には、第２項または第３項に掲げる事項以外の記入は一切おこなわないでください。特に捺印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

５．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を捺印してください。ただし、訂正の記載や捺印が、金額欄、金庫名に重なることがないようにしてください。

６．手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。

７．手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙により直ちに届出てください。

８．手形用紙は、当金庫所定の約束手形帳発行依頼書に記名捺印（お届け印）のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5	
漢数字	壹	壱	弌	弐	弍	貳	貮	参	參	四	泗	肆	五	伍

	6		7			8		9		10		100		
漢数字	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰

	1,000			10,000	
漢数字	千	仟	阡	万	萬

＜その他＞金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご利用はお控えください。

以上

為替手形用法

１．この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。

２．手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。

３．手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

４．振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。

５．（１）金額は所定の金額欄に記入してください。

（２）金額をアラビア数字（算用数字、１、２、３…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、３桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。

（３）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

（４）金額欄には、第２項または第３項に掲げる事項以外の記入は一切おこなわないでください。特に捺印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

６．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を捺印してください。ただし、訂正の記載や捺印が、金額欄、金庫名に重なることがないようにしてください。

７．当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名捺印には、当店へお届けのご印章を使用してください。

８．手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。

９．手形用紙は大切に保管してください。

当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙により直ちに届出てください。

10．手形用紙は、当金庫所定の為替手形帳発行依頼書に記名捺印（お届け印）のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5	
漢数字	壹	壱	弌	弐	弍	貳	貮	参	參	四	泗	肆	五	伍

	6		7		8		9		10		100			
漢数字	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰

	1,000			10,000	
漢数字	千	仟	阡	万	萬

＜その他＞金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご利用はお控えください。

以上

小切手用法

１．この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。

２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。

３．小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名捺印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

４．（１）金額は所定の金額欄に記入してください。

（２）金額をアラビア数字（算用数字、１、２、３…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、３桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。

（３）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

（４）金額欄には、第２項または第３項に掲げる事項以外の記入は一切おこなわないでください。特に捺印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

５．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を捺印してください。

ただし、訂正の記載や捺印が、金額欄、金庫名に重なることがないようにしてください。

６．小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。

７．小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙により直ちに届出てください。

８．小切手用紙は、当金庫所定の小切手帳発行依頼書に記名捺印（お届け印）のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5	
漢数字	壹	壱	弌	弐	弍	貳	貮	参	參	四	泗	肆	五	伍

	6		7		8		9		10		100		
漢数字	六	陸	七	漆	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰

	1,000			10,000	
漢数字	千	仟	阡	万	萬

＜その他＞金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご利用はお控えください。

以上

２０２６年１０月１日現在